

大学入学共通テスト実施方針（平成 29 年 7 月 13 日）＜抜粋＞

7. 英語の 4 技能評価

- 高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用する。

- 具体的には、以下の方法により実施する。

- ① 資格・検定試験のうち、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準及び要件を満たしているものをセンターが認定し（以下、認定を受けた資格・検定試験を「認定試験」という。）、その試験結果及び C E F R（※）の段階別成績表示を要請のあった大学に提供する。

このような方式をとることにより、学習指導要領との整合性、実施場所の確保、セキュリティや信頼性等を担保するとともに、認定試験の実施団体に対し、共通テスト受検者の認定試験検定料の負担軽減方策や障害のある受検者のための環境整備策を講じることなどを促す。

※ C E F R…(Common European Framework of Reference for Languages : Learning , teaching , assessment)の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠。

- ② 国は、活用の参考となるよう、C E F Rの段階別成績表示による対照表を提示する。
 - ③ センターは、受検者の負担、高等学校教育への影響等を考慮し、高校 3 年の 4 月～12 月の間の 2 回までの試験結果を各大学に送付することとする。
 - ④ 共通テストの英語試験については、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、認定試験の実施・活用状況等を検証しつつ、平成 35 年度までは実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか、又は双方を選択利用することを可能とする。
 - ⑤ 各大学は、認定試験の活用や、個別試験により英語 4 技能を総合的に評価するよう努める。

- なお、認定試験では対応できない受検者への対応のための共通テストの英語試験の実施については、別途検討する。